

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

- ○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）
一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）（抄）

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととができる。

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適當であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）（抄）

一般国道の指定区間は、北海道の区域内に存する区間並びに別表上欄に掲げる路線名の一般国道の同表下欄に掲げる区間及びこれらの区間のうちのいずれかにおいて同表の当該区間に係る項の上欄に掲げる路線名の一般国道と重複する道路の部分を有する一般国道で同表上欄にその路線名が掲げられていないものの当該重複する区間とする。

別表

路線名	指定区間
-----	------

一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十三 号
東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで（横浜市西区浜松町六十六番から同市戸塚区柏尾町字尾崎台四百四十七番を経て同区上矢部町字坂本二千九百二十八番一まで、同区柏尾町字尾崎台四百四十七番から同区戸塚町四千九十七番を経て同区戸塚町字十ノ区二千二十八番の一まで並びに小田原市風祭字壇下百五十七番二から神奈川県足柄下郡箱根町湯本字下耕地三十二番一及び同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畠引山三百八十一番三までを除く。）	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで並びに広島市西区庚午北一丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百十番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。）	北九州市小倉北区砂津二丁目三百二十一番三から鹿児島市城山町一番の一まで	東京都中央区日本橋から青森市長島二丁目十番二まで	東京都中央区日本橋から仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七まで	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から青森市長島二丁目十番二まで	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十一番二まで	京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十一番二から下関市竹崎町四丁目一番三まで	北九州市小倉北区砂津二丁目三百二十一番三から鹿児島市城山町一番の一まで	徳島市かちどき橋一丁目一番一から松山市二番町四丁目七番二まで	福島市杉妻町十八番四から秋田市川尻町字大川反二百三十三番七まで	東京都中央区日本橋から千葉市中央区登戸一丁目十九番九まで（東京都江戸川区松島一丁目二千五百四十五番一から市川市

十四号	八幡一丁目五百四十八番一、船橋市本町三丁目一千三百十五番八及び習志野市谷津町二丁目二百二十九番を経て千葉市花見川区幕張本郷一丁目三十六番四までを除く。)
十五号	東京都中央区日本橋から横浜市神奈川区栄町二番九まで
十六号	横浜市西区桜木町七丁目四十一番二十一から富津市富津字東町千五百三番の一まで及び横須賀市走水二丁目千六十九番一から横浜市西区桜木町七丁目四十一番二十一まで
十七号	東京都中央区日本橋から新潟市中央区本町通七番町千五十四番二まで
十八号	高崎市並榎町四百五十七番六から上越市大字下源入字橋向二百十二番一まで（安中市松井田町横川字柵の内五百二十九番甲の一の乙から長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東八番三を経て同町大字長倉字才の川原五千三百三十六番の一までを除く。）
十九号	名古屋市熱田区神宮二丁目千百十九番から長野市大字西尾張部字若宮北二百四十四番四まで
二十号	東京都中央区日本橋から塩尻市大門泉町千二百番六まで
二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市米原千百四十一番まで
二十二号	名古屋市熱田区神宮二丁目千百十九番から岐阜市茜部新所一丁目二十三番まで
二十三号	豊橋市東細谷町字境川二十三番二から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで（豊橋市西浜町九番一から蒲郡市大塚町南向山十五番三及び愛知県額田郡幸田町大字須美字西迫三番五を経て同町大字須美字牛ノ松三十番一までを除く。）
二十四号	京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十一番二から和歌山市小松原通一丁目二番まで
二十五号	四日市市大字塩浜字八幡百十七番の一から大阪市浪速区難波中一丁目六番五まで（龜山市関町新所字權現千四百二十七番一から伊賀市新堂字中出三百十三番二、奈良県山辺郡山添村大字大西字横畠百七十番二、同村大字三ヶ谷字矢ノ上千六百五十八番二、同村大字切幡字馬谷百六十二番九、奈良市上深川町七百九十二番一、同市小倉町千百十九番一、同市小倉町一番三、同市針町三千二百三十番二、同市針町三千八百九十一番一、天理市福住町字カウカ二千百三十二番一及び同市菖原町字

二十六号	大阪市浪速区難波中一丁目六番五から和歌山市小松原通一丁目二番まで	鳴田千二百十八番二を経て同市川原城町字川向六百五番までを除く。)
二十七号	敦賀市桶の水町十二番一から京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷四十六番十三まで	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目四十三番から徳島市かちどき橋一丁目一番一まで（明石市中崎二丁目百十五番十三から淡路市岩屋字片浜千四百十四番六十まで及び南あわじ市福良字築地町甲千五百三十番十一から鳴門市撫養町大桑島字濱岩浜五十三番五までを除く。）
二十八号	姫路市太市中字境谷九百八番一から鳥取市秋里字籜ヶ土手七百三十六番一まで	岡山市北区表町三丁目十九番百一から高松市中新町十一番一まで（玉野市築港一丁目七千三百五十二番十一から高松市北浜町六番二までを除く。）
二十九号	岡山県安芸郡海田町南堀川町千三百十五番三から吳市本通二丁目一番十五まで	広島市中新町十一番一から高知市本町五丁目百四十四番まで
三十号	高知市本町五丁目百四十四番から松山市二番町四丁目七番二まで	高知市本町五丁目百四十四番から松山市二番町四丁目七番二まで
三十一号	鳥栖市永吉町字本川七百十八の一一番から長崎市江戸町二番二まで	鳥栖市永吉町字本川七百十八の一一番から長崎市江戸町二番二まで
三十二号	武雄市武雄町大字武雄字永松五千八百三十六番の一から佐世保市八幡町五十ー番一まで	武雄市武雄町大字武雄字永松五千八百三十六番の一から佐世保市八幡町五十ー番一まで
三十三号	名古屋市東区泉二丁目二千七百五番から富山市金泉寺六十五番の一まで	名古屋市東区泉二丁目二千七百五番から富山市金泉寺六十五番の一まで
三十四号	浜松市西区篠原町字札木前二万七百九十八番一から和歌山市小松原通一丁目二番まで（湖西市新居町浜名字西千木千八百九	浜松市西区篠原町字札木前二万七百九十八番一から和歌山市小松原通一丁目二番まで（湖西市新居町浜名字西千木千八百九
三十五号	十番五から同市白須賀字宿南千五百六十番一を経て伊勢市通町字真菰原八十二番二までを除く。）	十番五から同市白須賀字宿南千五百六十番一を経て伊勢市通町字真菰原八十二番二までを除く。）
四十一号		
四十二号		

四 十 三 号	大阪市西成区出城一丁目一番から神戸市灘区岩屋南町三番まで
四 十 五 号	仙台市青葉区本町三丁目九番二から青森市長島二丁目十番二まで
四 十 六 号	盛岡市津志田十五地割二十七番十二から秋田市川尻町字大川反二百三十三番七まで
四 十 七 号	台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七から酒田市東町二丁目一番二まで
四 十 八 号	仙台市青葉区大町二丁目十三番十二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで
四 十 九 号	いわき市常磐上矢田町沼平二十三番一から新潟市中央区明石二丁目七十八番一まで
五 十 号	前橋市本町一丁目一番の一から水戸市三の丸一丁目十二番まで
五 十 一 号	千葉市中央区中央一丁目六番十から水戸市三の丸一丁目十二番まで
五 十 二 号	静岡市清水区興津中町字弁天前六百二十二番一から甲府市丸の内二丁目六百三番まで
五 十 三 号	岡山市北区南中央町二番百二十九から鳥取市西町一丁目百一番まで
五 十 四 号	広島市中区大手町四丁目七番から松江市雜賀町字津田海道百八番一まで
五 十 五 号	徳島市かちどき橋一丁目一番一から高知市本町五丁目百四十四番まで
五 十 六 号	高知市本町五丁目百四十四番から松山市二番町四丁目七番二まで
五 十 七 号	鹿児島市山下町五番一から同市名山町十二番一まで及び沖縄県国頭郡国頭村字奥新田原五百四十一番の一から那覇市奥武山二まで

五十八号

町五十一番まで

青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字徳才子字山本百五番五十九からつ
がる市柏稻盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稻盛
岡本九十七番一までを除く。）、つがる市木造越水長谷川百六十二番四から青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百
八十四番六まで（同市木造越水長谷川百六十二番四から同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田二十五番一を経て同郡鰺ヶ沢
町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六までを除く。）、能代市字芝童森五番十九から秋田県山本郡三種町鶴川字帆出三十番二
まで及び秋田市金足岩瀬字小川瀬三十一番一から同市八橋南二丁目二百三十三番九十八まで

百一号

百四号

八戸市長苗代二丁目二十六番九から青森県三戸郡三戸町大字川守田字大清水四番五まで
石巻市蛇田字下中塙三十三番六から大崎市鳴子温泉字新屋敷十八番八まで及び湯沢市横堀字六郎川原六十八番四十九から同
市上院内字釜ノ上十四番一まで

百八号

山形市飯田西四丁目四百四十一番五から鶴岡市美咲町二十番二十五まで（山形県西村山郡西川町大字月山沢字上野二百四十
一番二百三十五から同町大字月山沢外三字月山外十八国有林百十六林班く小班、同町大字月山沢外三字月山外十八国有林百
十二林班ろ小班、鶴岡市田麦俣字六十里山国有林七十五林班そ小班、同市田麦俣字六十里山国有林七十五林班い小班、同市
田麦俣字六十里山国有林七十二林班れ小班、同市田麦俣字六十里山国有林七十二林班に小班及び同市田麦俣字六十里山国有
林七十一林班に小班を経て同市田麦俣字清水尻九十二番までを除く。）

百十三号

新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笛谷三千五百二十八
番三から山形県東置賜郡高畠町大字深沼字舟入千六百二十六番三まで

百十五号

相馬市栗津字長沢八十九番一から福島県伊達郡桑折町大字松原字中島四十一番まで（相馬市山上字山岸十三番二から同市山
上字遠藤百六十二番六、同市山上字円渕九番一、同市山上字落合一番一、同市東玉野字ウト沼四十五番十及び伊達市靈山町
掛田字西陣場七番二を経て同市靈山町下小国字荒屋敷五番七までを除く。）

百十六号

柏崎市大字長崎字本合四百五十七番の二から新潟市中央区本町通七番町千五十四番二まで
山武市松尾町谷津字平台百三十三番三から千葉市若葉区加曾利町六十五番一まで（東金市山田字坂東二百十八番三から同区区野

百二十六号	呂町二百八十四番三を経て同区加曾利町七十番六までを除く。)
百二十七号	館山市北条字八下地七百二番五から木更津市桜井字内田十四番の三まで
百二十八号	富士吉田市上吉田七丁目六百六十九番一から御殿場市東山字石橋二百八十五番三まで及び小田原市風祭字壇下百五十七番二から同市本町一丁目百十五番四まで
百二十九号	富士市中丸字木ノ市二十八番三から大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで（富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。）
百三十号	名古屋市天白区植田西三丁目千百二十四番から飯田市鼎東鼎百三十六番六まで
百五十三号	知立市上重原町丸山百五十五番五から瀬戸市東茨町三十三番まで
百五十四号	岐阜市茜部新所一丁目二十三番から郡上市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬七十一番八から高岡市上四屋六百六十三番の一まで
百五十五号	金沢市青草町八十八番から白山市白山町二百六十三番まで
百五十六号	福井市重立町三十字上沖田二十六番五から郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四番一まで（福井市成和一丁目三千百十六番から同市大宮町二十七字茶山十八番一、大野市西勝原三十六字城之山二番一、同市西勝原三十七字宝仙山一番十、同市朝日二十六字村島並三番三、同市長野三十二字五郎畠六番四、同市下半原六十二字落合山一番一、同市上半原三十五字北深瀬一番百二十四、同市東市布二十四字サルバナ一番十一、同市東市布四字上市布一十番四、同市東市布二十一字鮎ヶ洞一番一、同市東市布〇字阪ノ谷一番一、郡上市白鳥町向小駄良字向平千二百五十四番二、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番百七、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番四百九十四、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百十一及び同市白鳥町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を経て同市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二までを除く。）、郡上市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二から同市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び高山市清見町夏厩字西ヶ洞千百七十七番三から同市丹生川町坊方字宮ノ前五百四番二まで（同市清見町夏厩字クゴタ千百五十番一から同市清見町夏厩字野首九百四十二番六、同市清見町夏厩字北平五百九十七番一、同市清見町牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番二十六、同市上岡本町四丁目百十九番一及び同市丹生川町町方字林作十八番四を経
百五十七号	百五十八号

百九十一号	万五百八十七番一から益田市中吉田町二百八十一番二まで及び広島市安佐北区可部南一丁目百二十番六から同市中区大手町四丁目七番まで													
百九十二号	西条市大町字小川百九十四番十から徳島市徳島本町一丁目二番二まで													
百九十六号	松山市大手町一丁目一番六から西条市小松町新屋敷字新宮原甲千八百六十番五まで													
二百一一号	福岡市東区松島五丁目九区五番一から福岡県京都郡苅田町大字二崎字五ノ坪二百三十番二まで													
二百二号	福岡市博多区堅粕一丁目六十七番から佐世保市田の浦町五番十二まで													
二百三号	唐津市和多田西山四千五百四十四番一から佐賀市日の出二丁目四十六番一まで													
二百五号	佐世保市大塔町六番一から長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字江頭七百五十三番四まで													
二百八号	熊本市中央区水道町一番十九から佐賀市南佐賀一丁目二百四十二番三まで													
二百九号	大牟田市有明町二丁目一番十二から久留米市東町四十二番の十三まで													
二百十号	久留米市東櫛原町字太田二千八百五十四番二から大分市大字宮崎字スカワ六百七十五番一まで													
二百九十八号	熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七十五番五から宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一まで（同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二百一一番一から同町大字三ヶ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万六百四十九番一及び同町大字三ヶ所字樞ノ木谷一万三百九十四番七を経て同町大字三ヶ所字小道一万五十七番一までを除く。）、同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで（同町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一までを除く。）及び延岡市北方町藏田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで（同市北方町藏田字小原辰四百二十一番一から同市北方町藏田字小原辰四百二十一番一を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。）													
二百二十号	宮崎市橋通東三丁目百二十五番から霧島市国分敷根字松崎百四十三番一まで													

三百七十五号	吳市阿賀中央四丁目十九番一から東広島市高屋町溝口百十一番一まで及び三次市三次町二千六百三十番から同市三次町二千六百二十一番まで	六百二十一番まで	五百五、同町大字中原字上皆地三百十番一、同町大字郷原字中土居百五十一番一及び同町大字智頭字瀧谷口千二百十五番一を経て同町大字智頭字中三昧六百四十番一までを除く。)		
四百九号	川崎市川崎区旭町一丁目一番一から木更津市菅生字祝崎四百十一番二まで				
四百十四号	下田市六丁目二百九十三番一から静岡県賀茂郡河津町梨本字中川合野三十三番一まで（同市箕作字横世三百六十五番から同市箕作字橋詰十番一の二、同市須原字小河原千七十八番一及び同町下佐ヶ野字平田六十六番五を経て同町梨本字中川合野三十三番一までを除く。）及び伊豆市月ヶ瀬字賤戸六十六番一から同市大平字畠八十番五まで（同市月ヶ瀬字賤戸六十六番一から同市青羽根字中原百九十二番一を経て同市大平字畠八十番五までを除く。）				
四百六十六号	東京都世田谷区上野毛一丁目四十二番一から横浜市保土ヶ谷区岡沢町百十四番三まで				
四百六十八号	横浜市金沢区釜利谷東五丁目二千三百五十七番八から藤沢市城南一丁目千三百二十五番一まで、茅ヶ崎市西久保字上ノ町千五百六十九番一から山武市松尾町谷津字牛谷百三十八番一まで及び東金市丹尾字千眼下三十八番七から木更津市犬成犬成笛子両村新田字柳作七百十七番の二まで				
四百七十号	輪島市杉平町成坪三十四番一から石川県鳳珠郡穴水町字宇留地ヶ九十八番まで及び七尾市赤浦町六三十二番一から小矢部市水島二千百四十九番二まで				
四百七十四号	飯田市山本三千七百六十二番二から同市上村百三十八番十四まで、同市南信濃八重河内千三十七番三から浜松市天竜区水窪町奥領家五千百二十四番二まで及び同区水窪町奥領家三千六百九番二から同市北区引佐町東黒田字桑田二百六十三番三まで				
四百七十五号	豊田市琴平町宮久後六百八十五番一から四日市市北山町字中ノ山千九百二十五番一まで				
四百七十八号	宮津市字宮村小字上九百十四番二から京都府久世郡久御山町大字森小字中内七十六番一まで				
四百八十一号	泉佐野市泉州空港北一番二から同市高松南二丁目六千五百五十三番一まで				

五百六号	四百九十七号	四百八十三号
那霸市字鏡水簀隅原五百四十二番一から沖縄県中頭郡西原町字池田我喜又四百八番一まで	福福岡市西区拾六町一丁目二百五十番六から糸島市二丈深江字野間ノ下千四百九十二番一まで及び同市二丈鹿家字白石二千五百十五番十七から武雄市東川登町大字袴野字宮市一万百四十七番一まで	豊岡市戸牧字畠ヶ中千八百二十番二から朝来市山東町柴字上ヶ谷六十七番一まで及び丹波市青垣町遠阪字衆垣千百八番一から同市春日町七日市八百七番まで